

浦添市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年規則第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">浦添市会計年度任用職員の給与に関する規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月16日 規則第18号</p> <p><u>（通勤手当）</u></p> <p>第8条 <u>条例第7条の規則で定める額は、日額によるものとし、浦添市職員の給与に関する条例（昭和58年条例第1号。以下「給与条例」という。）第14条の規定の例により算出した額を21で除した額とする。ただし、支給の始期及び終期について、通勤手当の支給の要件が具備されるに至った場合又は要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日とし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときの支給の開始については、届出を受理した日から行うものとし（増額して改定する場合も含む。）、常勤職員の例により難しい場合の通勤手当の額については、市長が別に定めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">浦添市会計年度任用職員の給与に関する規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月16日 規則第18号</p> <p><u>（通勤手当）</u></p> <p>第8条 <u>条例第7条の規則で定める額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等（浦添市職員の給与に関する条例（昭和58年条例第1号。以下「給与条例」という。）第14条第3項に規定する駐車場等をいう。）に係る通勤手当 1月につき5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として、浦添市職員の通勤手当に関する規則（1971年規則第5号。以下「通勤手当規則」という。）第11条の規定の例により算出した額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 日額によるものとし、給与条例第14条の規定の例により算出した額を21で除した額に勤務日数を乗じた額</u></p> <p>2 <u>前項第1号に規定する通勤手当の支給の始期及び終期については、通勤手当規則第13条の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に規定する通勤手当の支給の始期及び終期について、通勤手当の支給の要件が具備されるに至った場合又は要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日とし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときの支給の開始につい</u></p>

ては、届出を受理した日から行うものとし（増額して改定する場合も含む。）、常勤職員の例により難い場合の通勤手当の額については、市長が別に定めるものとする。